右之趣、可被得其意候、

元文二年十二月十四日

〔幕朝故事談〕公方家

御右筆組頭の類、五十以下は乘物御免無之故、駕籠に目を付て、四枚の駕籠人足の看板をそろへぬなり、町駕籠に乘る體なり、駕籠なれば下乘まで乘下はならず、極樂橋（下乘橋）の外にて下るなり、

〔德川禁令考二十一下馬下乘〕天明五巳年四月廿三日

陪臣乘物之儀ニ付御書付

大目付
江
御目付

一陪臣は五拾歳以上ニ而、乘物斷相濟候而も、下乘迄致乘輿候類も有之趣ニ相聞候、御三家家老之外は、御三家庶流たりとも、大手下乘所内者不相成候間、向後心得違無之樣、主人々々より可被申付置候、

右之趣、萬石以上之面々、并其面々江可被達候、

四月

〔德川禁令考二十一下馬下乘〕萬治二亥年九月

下馬より下乘之橋迄召列人數之事

出仕之面々、御城中江召列人數被仰出之、所謂、

下馬より下乘之橋迄召列人數之覺

一侍　六人、或五人、或四人、

一六尺　四人